

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第4回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第160号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第160号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年11月24日

健康福祉局

議案第160号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

1 条例改正の背景

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部改正(令和2年神奈川県条例第99号)

2 条例の改正内容

上記1に伴い、飲食店営業のうち屋台型臨時営業の許可の申請に係る手数料を新設するもの 1件につき 4,000円

3 施行期日

令和4年6月1日

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(103) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査</p> <p><u>ア 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）別表第2の1の項（2）アに規定する屋台型臨時営業 1件につき 4,000円</u></p> <p><u>イ ア以外の営業 1件につき 16,000円</u></p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(103) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査 <u>1件につき 16,000円</u></p>